

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策 岡谷市学校体育施設の利用指針について

令和2年7月2日
(適用) 令和2年7月3日
岡谷市教育委員会
教育長 岩本 博行

学校体育施設は、社会教育法及びスポーツ基本法に則り、岡谷市立小中学校の体育施設を学校教育に支障がない範囲において、市民の皆様には開放しているものです。

現在、市内小中学校では、新型コロナウイルス感染症から児童生徒を守り、安全で安心な学校生活を送るために必要な対応として、学校職員、児童生徒、地域が一丸となって、学校施設の消毒、衛生管理を徹底しています。

学校体育施設の開放再開にあたっては、利用団体の皆様一人ひとりがこのことを十分ご理解いただいたうえで、次の事項を確認し、遵守してご利用くださいますようお願いをお願い申し上げます。

1 学校体育施設の開放再開に伴う基本的事項について

□代表者は、利用者全員に下記の内容を周知徹底すること。

(1) 学校体育施設の利用条件

□以下の事項に該当する方はいない。

- 体調がよくない方（発熱、咳、咽頭炎等の症状がある）。
 - 同居家族や身近な知人、職場に感染が疑われる方がいる。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった方
- ※上記に該当する方は、施設の利用を自粛してください。

□利用を登録された団体のメンバーであっても、長野県内の住民のみとする。

□こまめな手洗い、うがい、手指の消毒等を十分おこなうこと。

（石鹸、アルコール等は、利用団体で準備してください。）

□スポーツを行っていないときや会話をするときには、マスクを着用すること。

（ただし、運動やスポーツ時のマスクの着用は利用者の判断による。）

□こまめに施設を換気すること。

□ソーシャルディスタンス（2m以上）を意識した行動とする。（競技中は除く）

□大きな声で会話等しない。

2 学校体育施設の利用制限について

(1) 利用後の消毒方法

- 施設利用後は器具、ドアノブ、照明スイッチ、水洗トイレのレバー、便座、ペーパーホルダー、蛇口、モップやほうきの柄等、手で触れた箇所の消毒を行う。
- 消毒にかかる布巾、ペーパータオル、ゴミ袋等は団体で用意する。
- 消毒液は、次亜塩素酸ナトリウムを使用しています。消毒液で肌が荒れる等心配な場合は、各自で手袋等を用意し、使用したものは持ち帰ること。
- 消毒を含めた清掃を徹底し、使用後の布巾、ペーパータオルのゴミ等は持ち帰ること。
- 時間内に消毒作業を含めた清掃を行い、終了時間を守り、清掃後は速やかに学校敷地内から退出する。
- 使用した消毒液容器は、鍵の返却時に一緒に返却すること。

(2) 利用人数、方法の制限

- 体育館半面分に対する人数は、概ね50名までとする。
- 身体接触のある活動や互いに近接して行う活動は、練習内容や方法に配慮すること（工夫して行う）。
- 器具やボール等を介して接触する活動においては、感染予防対策を講じること。

(3) その他

- 施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかにその旨を報告するとともに、濃厚接触者の有無について報告すること。
- 代表者は、施設利用当日の利用者を把握しておくこと。
- 各事項が遵守できない団体は、児童生徒及び他の団体の安全を確保する等の観点から、施設の予約の取り消し、または途中退場を求めることがある。
(場合によっては、再度学校体育施設の開放自体を休止することがあります。)
- 施設利用後は、別紙「学校体育施設利用後チェック表」に記入のうえ、鍵の返却時に一緒に提出すること。

※別紙「学校体育施設利用後チェック表」は、後日、利用された学校に提出いたします。

※今後の状況の変化等により、対応が変更となる場合がございます。